

なごやか地域福祉 ニュース

2019.11
第35号

発行：なごやか地域福祉 2020 策定事務局

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項について

市町村が作成する地域福祉計画に盛り込むべき事項は、社会福祉法に定められており、その詳しい内容は、国の指針に示されています。今回は、その内容を紹介します。

※改正社会福祉法（第107条）の抜粋
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項

共通して取り組む事項は、以下のア～タだね。

- | | |
|--|--|
| <p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p> <p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項</p> <p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方</p> <p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <p>オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> | <p>コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <p>サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理</p> <p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p> <p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p> <p>タ 全庁的な体制整備</p> |
|--|--|

上記のように、各福祉分野等が共通して取り組むべきとされた事項は、とても多様な分野にわたっていますが、現に、このように多岐にわたる課題が複雑に絡み合って存在している地域の中で、私たちはともに生き、暮らしています。

地域共生社会の実現を目指し、様々な人々が共生していくためには、各福祉分野等がこれらの課題に連携して取り組むとともに、それぞれの地域で社会的な孤立や排除をなくし、互いの多様性を認めあうことのできる文化の醸成が必要です。

公式ホームページでは、計画の策定及び推進状況を順次お知らせしています。

なごやか地域福祉2020

検索



策定の経過（8月から9月）

第4回なごやか地域福祉2020策定懇談会作業部会（令和元年8月21日開催）

計画の文案について、各委員が行っている活動と照らし合わせ、意見交換を行いました。

議題

- 「なごやか地域福祉2020」の素案について
- 成年後見制度利用促進計画の素案について

おもな議論

- 地域福祉を進めるうえで、「近助」「向こう三軒両隣」という言葉を使っていくべき。
- 社会福祉法第4条の地域住民等の責務について、計画に表現をしていくべき。
- ネットワークの構築については、各相談支援機関も求めている。そのコーディネート役を担う人が必要だと思う。



第3回なごやか地域福祉2020策定懇談会（令和元年9月11日開催）

各種団体の代表者や市民委員による懇談会を開催しました。作業部会での策定作業の報告を行うとともに、計画の文案について、様々な立場や視点から意見交換を行いました。

議題

- なごやか地域福祉2020（案）について
- 成年後見制度利用促進計画について

おもな議論

- 障害者は支えられるだけではなく、支え手にもなることができると考えている。
- 社会福祉法人が地域に入っていくところで、職員の負担感がある。それをコーディネートしてもらえるような機能があるとよい。
- 計画の方向性が示されている中で、具体的に企業などは、どのように地域貢献していくべきか。
- 計画の進行管理をするにあたっての指標の設定を検討してもよいのではないか。



今後の策定スケジュールについて（予定）

- ① 令和2年1月頃 パブリックコメント（1か月間程度）
※実施時期は、前後する可能性があります。
- ② 令和2年3月 第4回なごやか地域福祉2020策定懇談会の開催
- ③ 令和2年3月末 なごやか地域福祉2020の策定

